

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和3年3月11日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2000274号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2000086号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成6年8月1日から平成9年5月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間の標準報酬月額については、別表の第1欄に掲げる月ごとに、同表の第2欄に掲げる標準報酬月額から第6欄に掲げる標準報酬月額とする。

平成6年8月から平成9年4月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成6年8月から平成9年4月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(別表の第2欄に掲げる訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成8年10月1日から平成9年1月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間の標準報酬月額については、上記1の訂正後の標準報酬月額38万円から41万円とする。

平成8年10月から同年12月までの訂正後の標準報酬月額(上記1の訂正後の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成6年8月1日から平成9年5月1日まで

A社(以下「事業所」という。)に勤務していた期間のうち、平成6年8月1日から平成9年5月1日までの厚生年金保険の標準報酬月額が違っている。実際に支払われた給与額に対して、厚生年金保険の標準報酬月額が低い記録となっているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間のうち平成6年8月から平成8年9月までの標準報酬月額について、請求者から提出された給与支給明細書(以下「明細書」という。)から、別表の第2欄及び第3欄に掲げるとおり、平成6年11月、平成7年7月から平成8年9月までの給与について請求者は事業主に

よりオンライン記録の標準報酬月額よりも高額の給与の支給を受け、別表の第2欄及び第5欄に掲げるとおり、平成6年10月、平成7年6月から平成8年9月までの厚生年金保険料（以下「保険料」という。）は、オンライン記録よりも高額の標準報酬月額に基づく保険料が控除されていることが確認できる。

また、事業所の元同僚の平成9年1月から同年12月までの明細書によると、当該同僚も、平成9年1月から同年4月の給与について、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額の給与の支給を受け、平成8年12月から平成9年4月までの保険料は、オンライン記録よりも高額の標準報酬月額に基づく保険料を給与から控除されていることが確認できる上、元事業主は、請求期間当時、事業所において経費節減のために厚生年金基金や社会保険事務所（当時）には、実際の給与額よりも低い厚生年金保険の標準報酬月額の届出をしており、給与から控除していた保険料は、低い届出をする前の高い標準報酬月額で計算した保険料を控除していた旨回答している。

さらに、請求期間のうち、明細書において確認することができない平成6年8月から平成7年6月まで（平成6年11月を除く。）の給与、平成6年8月から平成7年5月まで（平成6年10月を除く。）の保険料については、請求者及び上記の元同僚の明細書の内容並びに元事業主の回答・陳述から、別表の第2欄、第3欄及び第5欄に掲げるとおり、請求者が、前後の期間と同額で、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額の給与の支給を受け、オンライン記録よりも高額の標準報酬月額に基づく保険料を給与から控除されていることが推認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成6年8月から平成8年9月までの標準報酬月額については、上記の明細書において確認又は推認できる保険料控除額又は報酬月額から、別表の第1欄に掲げる月ごとに、同表の第6欄に掲げる額（41万円）に訂正することが必要である。

2 請求期間のうち平成8年10月から平成9年4月までの標準報酬月額について、請求者から提出された明細書から、別表の第2欄、第4欄及び第5欄に掲げるとおり、平成8年10月から平成9年4月までの給与について、請求者は、事業主によりオンライン記録の標準報酬月額よりも高額の給与の支給を受け、同期間（平成9年2月を除く。）の保険料は、オンライン記録よりも高額の標準報酬月額に基づく保険料が控除されていることが確認できる。

また、平成9年2月の保険料については、請求者の明細書において、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額の給与の支給を受けているものの、オンライン記録どおりの標準報酬月額に基づく保険料が控除されていることが確認できるところ、元事業主の回答・陳述、上記の元同僚が当該月を含めた前後の月にオンライン記録より高額の標準報酬月額に基づく保険料を控除されていること及び請求者も前後の月にオンライン記録より高額の標準報酬月額に基づく保険料を控除されていることを踏まえると、請求者が実際に控除されていた当該月の保険料額は、前後の月と同額の標準報酬月額に基づく保険料であったことが推認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額又は標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）に見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成8年10月から平成9年4月までの標準報酬月額については、上記の明細書において確認又は推認できる保険料控除額又は本来の報酬月額から、別表の第1欄に掲げる月ごとに、同表の第6欄に掲げる額に訂正することが必要である。

3 事業主が請求者の請求期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、実際の給与額よりも低い標準報酬月額の届出をしたとしており、明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出していないことから、社会保険事務所は、当該報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、保険料の納付義務（訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を除く。）を履行していないと認められる。

4 請求期間のうち平成8年10月から同年12月までの標準報酬月額については、上記の明細書から、別表の第4欄及び第6欄に掲げるとおり、本来の報酬月額に見合う標準報酬月額（41万円）が、上記2の厚生年金特例法による記録訂正後の標準報酬月額（38万円）を超えていることが認められる。

したがって、平成8年10月から同年12月までの標準報酬月額については、上記の明細書において確認できる本来の報酬月額から、別表の第1欄に掲げる月ごとに、同表の第7欄に掲げる額（41万円）に訂正することが必要である。

なお、上記の明細書によると、請求者は、上記訂正後の標準報酬月額に見合う保険料を事業主により控除されていたとは認められず、厚生年金特例法第1条第1項の規定には該当しないことから、訂正後の標準報酬月額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額（上記2の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。）として記録することが必要である。

別表

	第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第6欄	第7欄
	請求期間に係る月	オンライン記録の標準報酬月額(訂正前)	報酬月額に見合う標準報酬月額	本来の報酬月額に見合う標準報酬月額	厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額	厚生年金特例法訂正後の標準報酬月額	厚生年金保険法(75条本文)訂正後の標準報酬月額
請 求 期 間	平成6年8月及び同年9月	22万円	41万円	—	41万円	41万円	—
	平成6年10月	22万円	41万円	—	41万円	41万円	—
	平成6年11月	22万円	41万円	—	41万円	41万円	—
	平成6年12月から平成7年5月まで	22万円	41万円	—	41万円	41万円	—
	平成7年6月	22万円	41万円	—	41万円	41万円	—
	平成7年7月から同年9月まで	22万円	41万円	—	41万円	41万円	—
	平成7年10月から同年12月まで	24万円	41万円	—	41万円	41万円	—
	平成8年1月	24万円	44万円	—	41万円	41万円	—
	平成8年2月及び同年3月	24万円	41万円	—	41万円	41万円	—
	平成8年4月	24万円	44万円	—	41万円	41万円	—
	平成8年5月から同年9月まで	24万円	41万円	—	41万円	41万円	—
	平成8年10月から同年12月まで	22万円	—	41万円	38万円	38万円	41万円
	平成9年1月	22万円	—	41万円	41万円	41万円	—
	平成9年2月	22万円	—	41万円	41万円	41万円	—
	平成9年3月から同年4月まで	22万円	—	41万円	41万円	41万円	—

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2000287号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2000085号

第1 結論

請求者のA社B店(現在は、A社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成元年3月31日から同年4月1日に訂正し、同年3月の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

平成元年3月31日から同年4月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成元年3月31日から同年4月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和42年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成元年3月31日から同年4月1日まで

年金記録によると、A社に勤務していた請求期間について、厚生年金保険の加入記録がない。同社の退職金支給明細書には、退職年月日は平成元年3月31日であることが記載されている上、同日が退職日であることを同社に電話で確認済みである。調査の上、同社における資格喪失日の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出されたA社に係る退職金支給明細書の退職年月日は「平成1年3月31日」と記載されていること、事業主の回答、厚生年金基金の加入記録及び雇用保険の加入記録により、請求者は平成元年3月31日まで同社に勤務していたことが認められる。

また、事業主は、A社における給与支給については、毎月末日締、当月25日支払、厚生年金保険料は当月控除(3月分の厚生年金保険料を3月中に支給する給与から控除)であり、請求者については、上記退職金支給明細書によると退職日は平成元年3月31日であることから、通常行う処理のとおり、同年3月25日に支給する給与から同年3月分の厚生年金保険料を控除していたと考えられる旨回答している。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、請求期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録により確認できる請求者の平成元年2月の記録から、17万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間当時の資料を保管していないため、請求者に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日をどのように届け出たか、また、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付したか否かは不明であると回答しているが、事業主が請求者の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成元年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを同年3月31日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主は、請求者の資格喪失年月日を同年3月31日とする健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届を提出し、その結果、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2000305号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2000087号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を平成26年12月22日は7万5,000円、平成28年7月8日は35万円、平成30年7月20日は20万円に訂正することが必要である。

平成26年12月22日、平成28年7月8日及び平成30年7月20日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成26年12月22日、平成28年7月8日及び平成30年7月20日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和45年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成26年12月22日
② 平成28年7月8日
③ 平成30年7月20日

A社(以下「事業所」という。)の代表取締役就任に支給された賞与について、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届(以下「賞与支払届」という。)の提出を失念し、令和2年9月と10月に従業員分と共に自身の賞与支払届を一括で提出したが、請求期間①、②及び③については、保険料の徴収権が時効により消滅した後であったため、給付に反映しない厚生年金保険の記録となっている。各請求期間の賞与を保険給付に反映する記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

事業所から提出された「賞与統計表」及び委託先会計事務所から提出された源泉徴収簿により、請求者は、事業主から請求期間①は7万5,000円、請求期間②は35万円、請求期間③は20万円の賞与を支給され、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者である請求者が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることができない旨規定されているところ、

事業所の商業登記簿謄本及び請求者の陳述により、請求者は請求期間①、②及び③において、事業所の代表取締役であり、かつ社会保険事務を担当していたことが確認できる。

しかしながら、事業主は、管轄年金事務所からの総合調査を実施（令和2年10月13日）する旨の連絡を受け貸金台帳を確認した際、請求期間①、②及び③を含む過去に支給した賞与に係る賞与支払届の提出を失念したことに気づき、2回に分けて賞与支払届の提出を行った旨の陳述をしているところ、管轄年金事務所は、事業主が賞与支払届の提出を失念したことに気づき総合調査実施前に自ら賞与支払届を提出したものであり、事業所に厚生年金保険料の滞納記録はなく、総合調査で賞与支払届の提出を指導したものでもない旨の陳述をしており、事業主の陳述と符合していることから、請求者は厚生年金特例法第1条第1項ただし書の規定には該当しないものと認められる。

したがって、請求期間①、②及び③に係る標準賞与額については、前述の「賞与統計表」及び源泉徴収簿により確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、請求期間①は7万5,000円、請求期間②は35万円、請求期間③は20万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、各請求期間について、請求者の賞与支払届を年金事務所に対し保険料の徴収権が時効により消滅した後の令和2年10月20日に提出しており、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の各請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該各請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。